

八富成田斎場管理システム導入等業務公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、八富成田斎場管理システム構築業務委託等（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、業務の受注予定者（以下「受注予定者」という。）を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

(選定審査委員会)

第2条 プロポーザルによる受注予定者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) プロポーザル提出書類等の評価・審査及び受注予定者の選定
 - (2) その他必要な事項
- 2 委員会は、環境部長、環境衛生課長、行政管理課長、八富成田斎場長、八富成田斎場主任の合計5名をもって構成する。
 - 3 委員会に委員長、副委員長を置き、委員長は環境部長、副委員長は環境衛生課長をもってこれに充てる。
 - 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 6 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
 - 7 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 8 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
 - 9 その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(プロポーザル提出者の参加資格等)

第3条 プロポーザル提出者（以下「提出者」という。）は、八富成田斎場管理システム導入等業務公募型プロポーザル実施要項（以下「募集要項」という。）に記載する要件を満たす者とする。

- 2 この要領によるプロポーザルに参加申請する者は、参加表明書を提出しなければならない。

(評価)

第4条 委員会は、応募申請書が提出されたときは、参加資格を審査し、提案書を基にプレゼンテーションによる審査を行う。プレゼンテーションは次に掲げるとおり行うものとする。

- ア プレゼンテーション及び質疑応答時間により構成し、1提案者あたり30分（説明時間20分、質疑10分）程度とする。
- イ 委員会はプレゼンテーション及び質疑応答等により、評価基準に基づき評価得点の高い者から順に順位を決定する。
- ウ 評価点合計点が満点の5割に満たない点数である場合、当該企画提案者を選定の対象外とする。

エ 評価の内容についての問い合わせには応じないものとする。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(優先交渉権及び交渉順位の確定)

第5条 委員会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。

- 2 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を優先交渉権者とする。
- 3 委員会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から5日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを選定委員会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

(失格条項等)

第6条 提出者が、次の各号のいずれかに該当する場合、その者のプロポーザルは無効とする。

- (1) プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) この要領及び募集要項に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (7) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(選定結果の通知)

第7条 委員会は、第5条の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

- 2 市長は受注予定者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(企画提案書の取り扱い)

第8条 提出された企画提案書の取り扱いは、募集要項の留意事項に記載するとおりとする。

(事務局等)

第9条 このプロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、環境部環境衛生課において担当する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月25日から施行し、業務に係る契約の完了日をもってその効力を失う。